

総務関係 つづき

29	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。
30	地域防災計画	現行の4市町村の地域防災計画の内容の統一を図り、新市において新たに策定します。
31	応援協定	現行の4市町村の応援協定については、新市の応援協定として引き継ぎます。
32	防災行政無線	4市町村で運用方法、使用周波数に違いがあります。 4市町村の防災行政無線及び県防災行政無線については、合併時に統一を図ります。 防災高所監視カメラ(佐久市)及び河川監視カメラ(浅科村)については、合併時、新市に引き継ぎます。
33	消防団組織	4市町村の消防団組織と階級に違いがあります。 合併時、消防団は新市の区域を管轄し、方面隊を編成し、分団及び部並びに班をもって組織します。
34	消防団員数	4市町村が団員定数見直しの検討を行う中で、合併時、新市に引き継ぎます。
35	消防団員手当	佐久市・臼田町は手当、浅科村は手当及び交付金、望月町は交付金で支給しており、金額に違いがあります。 合併時、支給方法は手当とし、活動ごとに金額を統一して支給します。 ・訓練、災害等出動 1,000 円 / 回 ・歳末警戒・家庭予防査察 1,100 円 / 回 ・技術者手当 800 円 / 年 ・機関員手当(自動車) 10,000 円 / 年(可搬) 4,000 円 / 年 ・大会手当 1,000 円 × 日数 × 選手数
36	消防委員会	佐久市・浅科村・望月町で設置しています。合併時、新市において設置します。

民生関係

37	交通安全協会補助金	4市町村で補助の方法及び金額に違いがあります。 合併時、佐久交通安全協会・南佐久交通安全協会・川西交通安全協会へ補助金を交付することとし、金額については暫定措置として現行どおりとします。 合併後1年以内に関係する各交通安全協会と協議して補助金額を統一します。
38	交通安全協会事務	臼田町・浅科村・望月町が各町村安全協会事務局の事務を実施しています。 各町村が実施している各町村安全協会事務局の事務は、その上部団体である南佐久安全協会及び川西交通安全協会の事務局で対応できるため、合併時廃止します。
39	ごみ収集施設等設置費補助金	望月町が実施しています。平成12年度から補助事業を実施し、平成15年度までに15基の設置が終了し、一定の設置や整備が図られたため、合併時廃止します。
40	生ごみ処理機・処理容器・堆肥化容器購入補助金	浅科村・望月町が実施しています。生ごみの減量対策を目的として、平成12年度から開始した事業ですが、一定の普及が図られ、所期の目的が達成されたため、合併時廃止します。
41	茂田井地区上水道事業に関する事務委託	望月町の茂田井地区において事務委任をし、立科町営水道より給水を受けています。 合併時、現行どおりとします。
42	望月町公害防止監視委員会	望月町が実施しています。新市において組織する「環境審議会」に統合するため、合併時廃止します。
43	望月町送電線の電磁波調査会	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
44	生活路線バス維持費等補助金	佐久市と望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
45	町営バス運営協議会	望月町が実施しています。 新市全域を対象として、公共交通機関利用者等の意見を聴取する懇談会等を開催することとし、望月町地域のみを対象として廃止路線代替バス運行及び町内バス路線空白地帯運行を審議するための協議会は、合併時廃止します。
46	廃止路線代替バス運行事業(直営)	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
47	町内バス路線空白地帯運行事業(直営)	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
48	町営バス乗車券等販売委託事業	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
49	バスターミナルトイレ管理	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。

保健福祉関係

50	母親クラブ事業補助金	望月町が実施しています。平成16年度から長野県児童健全育成事業補助金が廃止されるため、合併時廃止します。
51	出生祝金交付事業	浅科村・望月町が実施しています。児童館整備や子育てサロン事業の実施など各種子育て支援事業を充実し、少子化対策事業を総合的に推進することで対応するため、合併時、廃止します。
52	チャイルドシート購入費補助金	臼田町・浅科村・望月町が実施しています。佐久市は平成14年3月で事業を廃止しています。 チャイルドシート購入補助の主たる目的は、交通安全対策としてのチャイルドシートの普及であり、すでにチャイルドシートの普及という所期の目的が達成されているため、合併時、廃止します。 新市において、広報誌等を利用したチャイルドシート着用の普及啓発を実施します。
53	民間保育施設整備資金利子補給金交付事業	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例により新市の区域で実施します。
54	児童館整備事業	佐久市は、小学校通学区ごとに児童館が10館整備されていますが、臼田町・浅科村・望月町は児童館が整備されていません。 合併後、児童館整備にあたっては、各児童館の利用状況・施設状況や、遠距離通学地域の実情等も考慮しながら、原則として小学校通学区ごとに児童館を整備します。